

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第六十五条（略）

2 前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」ということ）にその数を定めて行うものとする。

3 （略）

4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。

一 （略）

二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

三 （略）

現 行

第六十五条（略）

2 前項の場合において、その申請が病院又は療養病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」ということ）にその数を定めて行うものとする。

3 （略）

4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。

一 （略）

二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の三第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の七の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

三 （略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

(附則第十八條關係)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		改正案	
		現行	
歯科医師法（昭和二十三年法律第一号）	（略）	（略）	（略）
第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、同条第十一項及び第 二項（これらの規定を第七条の 二第五項において準用する場合を 含む。）、第七条第六項において 準用する行政手続法第十五条第 一項及び第三項（同法第二十二条第 三項において準用する場合を含 む。）、第十六条第四項、第十八 条第一項及び第三項、第十九条第 一項、第二十条第六項並びに第二 十四条第三項並びに第七条第九項 後段において準用する同法第二十 二条第三項において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている 事務	第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、第十一項及び第十二項 （同法第二十二条第三項並びに第七 条第九項後段において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている事務	第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、第十一項及び第十二項 （同法第二十二条第三項並びに第七 条第九項後段において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている事務	第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、第十一項及び第十二項 （同法第二十二条第三項並びに第七 条第九項後段において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている事務
歯科医師法（昭和二十三年法律第一号）	（略）	（略）	（略）
第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、同条第十一項及び第 二項（これらの規定を第七条の 二第五項において準用する場合を 含む。）、第七条第六項において 準用する行政手続法第十五条第 一項及び第三項（同法第二十二条第 三項において準用する場合を含 む。）、第十六条第四項、第十八 条第一項及び第三項、第十九条第 一項、第二十条第六項並びに第二 十四条第三項並びに第七条第九項 後段において準用する同法第二十 二条第三項において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている 事務	第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、第十一項及び第十二項 （同法第二十二条第三項並びに第七 条第九項後段において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている事務	第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、第十一項及び第十二項 （同法第二十二条第三項並びに第七 条第九項後段において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている事務	第六条第三項、第七条第五項及び第 九項前段、第十一項及び第十二項 （同法第二十二条第三項並びに第七 条第九項後段において準用する同法 第十五条第三項の規定により都道 府県が処理することとされている事務

(傍線の部分は改正部分)

<p>十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項、第二十条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第六項並びに第二十一条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>保健師助産師看護師法（昭和二十一年法律第二百三号）</p>
<p>同条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>保健師助産師看護師法（昭和二十一年法律第二百三号）</p>

(略)	第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	（略）	第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これら の規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続き法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務	（略）	第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これら の規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続き法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務	（略）	第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	（略）	（略）	（略）

○地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）

（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第五条（略）

② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項第十号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八十八条第二項第一号に規定する区域を参照して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

現 行

第五条（略）

② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二第二項第一号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八十八条第二項第一号に規定する区域を参照して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

（附則第二十条関係）

改正案

別表第二（第五条関係）

第一欄

所要資格

基礎資格

第三欄

大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において習得することを必要とする最低単位数

科目  
に関する  
教職に  
科目  
に関する  
教職に

科目  
に関する  
教職又  
は教職  
に  
る科目

免許状の種類  
養護教  
諭

許状

専修免  
一  
種免

許  
状

（略）

（略）  
イ  
（略）

（略）  
（略）

（略）  
（略）  
（略）

口  
保健師助産師看  
護師法第七条第一項  
の規定により保健師  
の免許を受け、文部  
科学大臣の指定する  
養護教諭養成機関に  
半年以上在学するこ  
と。

現行

別表第二（第五条関係）

第一欄

所要資格

基礎資格

第三欄

大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において習得することを必要とする最低単位数

科目  
に関する  
教職に  
科目  
に関する  
教職に

科目  
に関する  
教職又  
は教職  
に  
る科目

免許状の種類  
養護教  
諭

許状

専修免  
一  
種免

許  
状

（略）

（略）  
イ  
（略）

（略）  
（略）

（略）  
（略）  
（略）

口  
保健師助産師看  
護師法第七条第一項  
の規定により保健師  
の免許を受け、文部  
科学大臣の指定する  
養護教諭養成機関に  
半年以上在学するこ  
と。

（傍線の部分は改正部分）

ハ 護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	二種免	許状	イ （略）	口 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。	ハ （略）	（略）	第一欄 （略）	第二欄 （略）	第三欄 （略）	第四欄 （略）	備考 （略）	別表第六（第六条関係）

ハ 護師法第七条の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	二種免	許状	イ （略）	口 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。	ハ （略）	（略）	第一欄 （略）	第二欄 （略）	第三欄 （略）	第四欄 （略）	備考 （略）	別表第六（第六条関係）

備考

一 (略)

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。

三 (略)

備考

一 (略)

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第二欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。

三 (略)

○教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）

（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
18 19 20 21 22 23	<p>附 則（昭和二十九年法律第百五十八号）</p> <p>（略）</p> <p>新法第六条第二項別表第六により二種免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときには、同表の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。新法附則第九項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者（新法第六条第二項別表第六備考第三号に掲げる者を含む。次項において同じ。）が、同表により二種免許状を受けようとする場合に、その者が保健師助産師看護師法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であり、かつ、同法第七条第一項の規定による保健師の免許を受けている者又は同法第五十一条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときも同様とする。</p> <p>（略）</p>	<p>附 則（昭和二十九年法律第百五十八号）</p> <p>（略）</p> <p>新法第六条第二項別表第六により二種免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときには、同表の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。新法附則第九項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者（新法第六条第二項別表第六備考第三号に掲げる者を含む。次項において同じ。）が、同表により二種免許状を受けようとする場合に、その者が保健師助産師看護師法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であり、かつ、同法第七条の規定による保健師の免許を受けている者又は同法第五十一条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときも同様とする。</p> <p>（略）</p>

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律  
(昭和四十六年法律第二百一十九号)

(附則第二十二條關係)

改正案

第百条  
(介輔)<sup>(五)</sup>  
(略)

2

(略)

3 介輔については、医師法第七条第一項、第二項及び第三項前段、第七条の二第一項、第七条の三、第十九条から第二十四条の二まで、第三十二条、第三十三条の二並びに第三十三条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 第百条 (略) (介輔)

3 介輔については、医師法第七条第一項、第二項及び第三項前段、第十九条から第二十四条の二まで、第三十二条並びに第三十三条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

現行

(傍線の部分は改正部分)

第三十三条の二第三号	第七条の三第一項	（略）	4
		沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第百条第三項において準用する第七条の三第一項	二第二項

5 介輔<sup>12</sup>が行う業務に関する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは、「介輔」<sup>13</sup>とし、同項第二号の規定は、適用しない。

6 介輔<sup>12</sup>が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項、第六条の三及び第六条の四の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「登録を受けた者」と同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者については、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）」とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十一条中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十二条中「医師、歯科医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第六十九条第一項第五号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

（略）	4

5 介輔<sup>12</sup>が行なう業務に関する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは、「介輔」<sup>13</sup>とし、同項第二号の規定は、適用しない。

6 介輔<sup>12</sup>が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）」とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修修了医師」とあり、同法第十二条中「医師、歯科医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第六十九条第一項第五号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。



第九条から第十二条  
まで

沖縄の復帰に伴う特  
別措置に関する法律

第一百条第七項におい  
て第五条第一項の規  
定を準用することに  
より適用される第九  
条

8～10 (略)

(歯科介輔)

第一百一条 (略)

2 歯科介輔については、歯科医師法第七条第一項、第二項及び第三項前段、第七条の二第一項、第七条の三、第十九条から第二十三条の二まで、第三十条、第三十一条の二並びに第三十一条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		(略)	
第七条第二項	厚生労働大臣	(略)	(略)
第七条第二項第三号	免許の取消し	沖縄県知事	(略)
第七条第三項	業務の禁止		
第七条の二第一項	厚生労働大臣	(略)	(略)
第七条の三第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事	(略)
(略)	再免許	禁止処分の取消し	(略)

8～10 (略)

(歯科介輔)

第一百一条 (略)

2 歯科介輔については、歯科医師法第七条第一項、第二項及び第三項前段、第十九条から第二十三条の二まで、第三十条並びに第三十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		(略)	
第七条第二項	厚生労働大臣	(略)	(略)
第七条第三項	免許を取り消し	沖縄県知事	(略)
	業務を禁止し		
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

				第三十一条の二第一号	(略)
				第三十一条の二第二号	(略)
				第七条の二第一項	(略)
				沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	(略)
				第一百一条第二項において準用する第七条の二第一項	(略)
				沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	(略)
				第一百一条第二項において準用する第七条の三第一項	(略)
				沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	(略)
				第一百一条第二項において準用する第七条の三第一項	(略)
3	前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行う場所について準用する。この場合において、同条第六項中「臨床研修等修了医師」とあり」とあるのは、「臨床研修等修了歯科医師」とあり」と読み替えるものとする。	3	前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行う場所について準用する。この場合において、同条第六項中「「臨床研修修了医師」とあるのは、「「臨床研修修了歯科医師」とあり」と読み替えるものとする。	第三十一条	(略)